

令和 2 年度 いむた池納涼花火大会補助金

評価表

NO.

38

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	内田 一樹				
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	2 1 年以上							
令和 2 年度 予算額	3, 390 千円	国県支出金 千円	一般財源 3, 390 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	いむた池納涼花火大会の観客数		10, 000		令和 7 年度			
成果指標②								
補助対象者	いむた池納涼花火大会実行委員会							
補助対象経費	(1) 会場設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、いむた池納涼花火大会の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	いむた池納涼花火大会事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	いむた池納涼花火大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助を 受ける 事業 (団体 等)の 決算 状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
	収入	自己資金	2, 748, 575	68. 8%	1, 151, 032	16. 1%	1, 920, 563	30. 4%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成	2, 748, 575	68. 8%	1, 151, 032	16. 1%	1, 920, 563	30. 4%
		市補助金	1, 218, 309	30. 5%	3, 390, 000	47. 5%	3, 390, 000	53. 7%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(前年度繰越金)	27, 703	0. 7%	2, 598, 236	36. 4%	999, 064	15. 8%
	計	3, 994, 587	100. 0%	7, 139, 268	100. 0%	6, 309, 627	100. 0%	
	支出	事業費	1, 356, 351	34. 0%	6, 065, 204	85. 0%	5, 836, 855	92. 5%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費	40, 000	1. 0%	75, 000	1. 1%	75, 000	1. 2%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(翌年度繰越金)	2, 598, 236	65. 0%	999, 064	14. 0%	397, 772	6. 3%
	計	3, 994, 587	100. 0%	7, 139, 268	100. 0%	6, 309, 627	100. 0%	
	支出計/前年度支出計				178. 7%		88. 4%	
自己資金/前年度自己資金				41. 9%		166. 9%		
翌年度繰越金/市補助金		213. 3%		29. 5%		11. 7%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		0 ※台風 5 号のため中止		7, 000		8, 000		
成果指標の推移②		-		-		-		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 9 年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】ポスター、市広報紙、T J かごしま、薩摩川内物産観光ガイド「こころ」HP など 【費用対効果】川内川花火大会に次ぐ市内花火大会として市外観光客も多いと認識している。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】企業等からの協賛金獲得に努められている。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	いむた池納涼花火大会は、祁答院地域の観光振興事業であり、夏の風物詩として認知されており、不特定多数を対象とした事業として公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域に根ざしたイベントであり、地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 来場客数は横ばい状態ではあるが、地域に一定の効果はもたらしている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、いむた池イベント委員会を母体とする実行委員会を補助対象者とするのが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域の過疎化に伴い、実施主催者による運営が厳しくなる中、本イベント補助金が政策手段として妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	協賛金等自主財源の獲得に努力は見られるが、運営面での警備費増加により補助額が増加傾向にある。
〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 自主財源獲得には引き続き取り組んだうえで、地域活性化のためのイベントとして、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引き続き、自主財源獲得及び運営のための人員確保に努めたい。		≪まとめ≫

いむた池納涼花火大会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるいむた池納涼花火大会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 いむた池納涼花火大会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、観光の振興及び商工業の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 いむた池納涼花火大会補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 いむた池納涼花火大会補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いむた池納涼花火大会の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 いむた池納涼花火大会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月31日とする。

(交付の基準)

第6条 いむた池納涼花火大会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にいむた池納涼花火大会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 いむた池納涼花火大会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第 8 条 いむた池納涼花火大会補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、いむた池納涼花火大会の観客数を用いて測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 いむた池納涼花火大会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。